

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 2 月 9 日

長野地方法務局 登記官 小 池 裕
記

1 手続番号

- (1) 第 1000-2024-0089 号
- (2) 第 1000-2024-0090 号
- (3) 第 1000-2024-0091 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 長野市篠ノ井山布施字強清水 6859 番
- (2) 長野市篠ノ井山布施字米野 7967 番 3
- (3) 長野市篠ノ井山布施字米野 7968 番